



廃棄物の野外焼却はやめましょう

野外焼却(野焼き)は、一部例外(※)を除き、法律で禁止されています。

(※)政令で定める焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

【例外のもの】

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(例:河川や道路管理を行うために生じた草木の焼却など)
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却(例:災害等の応急対策など)
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:どんど焼き、しめ縄等の焼却など)
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例:稻わらやあぜ草の焼却、焼畑など)
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微な焼却(例:キャンプファイヤー、落ち葉たきなど)



- 例外に該当する場合でも、生活環境上の支障が生じ、近隣住民等から苦情があった場合は、指導の対象となります。
- 例外とされている野外焼却であっても、体調が悪くなる人がいて困る、煙たくて視界が悪く危険、洗濯物においが移る、窓が開けられないなどの理由から近隣の方々に迷惑をかけることもあります。
- また、火災の原因にもなりかねない危険な行為ですので、十分近隣のことを考えた上で対応してください。

廃棄物は、自分で燃やさず、市の分別収集に出してください。



不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄は、法律で固く禁じられており、不法投棄をした場合は、厳しく罰せられます(5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方)。

不法投棄を発見したときは、警察または市役所に連絡してください。

心ない不法投棄を防止し、
ごみのない住みよいまちにしましょう。

